

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280331015	28年2月22日	28年3月15日	28年3月31日	国際送金に関する本人確認手段の電子化について	海外では完全電子化が認められている国もある本人確認手続きが、日本では、電子化されていない現状がある。 日本では国際送金を行うプロセスの一環である本人確認手続として、1)本人確認書類コピーの金融機関による取得、その後、2)本人確認郵便を本人確認書類記載の住所への金融機関からの送付・受領確認、の二つのステップがある。 1)のステップは2つの法律の規定で電子化も認められているが、3つ目の法律が電子化を認めるか否かが明確にしていけない現状がある。 2)のステップは、現状は電子化が認められていない。 [詳細] 1)本人確認書類コピーの取得については、本人確認について規定している3つの法律(犯罪収益移転防止法(犯収法)、外国為替法(外為法)、国際送金等調書法(国調法))のうち、前2者については、郵送のみならず電子的手法による送付が認められているが、国調法においては、電子の方法が認められるのが明らかとされていない。国調法においても、犯収法、外為法と同様に電子的手法が可能であることを明確にして頂きたい。 2)本人確認郵便の本人確認書類記載住所への送付については、犯収法、外為法により、事前登録型(非対面)での本人確認を行う場合、書留郵便もしくはそれに準ずるもの(その取扱いにおいて引受け及び配達を記録する郵便又はこれらに準ずるもの)により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの)として送付することが必要とされている。本実存確認のプロセスも電子的に行うことを可能にして頂きたい。 なお、他国の例としては、電子化の手法として以下のような本人確認手法がある。 (1)銀行等のデータベースへの存在確認(名前、住所、誕生日によるマッチング) (2)携帯で撮影された写真と本人確認書類の映像を電子取得し、書類の真偽確認と、顔写真と書類上の写真との生体認証 (3)顧客からの送金原資(カード会社による認証、銀行送金元口座情報等)からの確認。	日本貿易振興機構(ジェトロ) 日本銀行 警察庁 財務省	詳細1 詳細2	犯収法第4条第1項 犯収法施行令第7条第1項第1号 犯収法施行令第5条第1項第1号 犯収法施行規則第5条第1項第1号口、ハ、ホ 外為法第18条第1項 外為省令第8条第1項第1号口、ハ、ホ	現行制度下で対応可能	[詳細1] -提案をいただいている、本人確認書類の電子的手法による送付により、本人確認書類を提示する方法については、国際送金等調書法には明文の規定はありませんが、国際送金等調書法で課されている本人確認義務の趣旨を逸脱しない範囲で、ご提案の方法により本人確認書類の提示を受け、その本人確認書類により本人確認を行うことは可能です。 なお、金融機関の営業所等においては、既にご提案の方法により本人確認書類の提示を受け、その本人確認書類により本人確認が行われています。 [詳細2] -犯収法施行規則第5条第1項第1号ホからトまで及び外為省令第8条第1項第1号ホからトまでで規定する電子証明書による確認方法は、顧客等から、電子証明書及び当該電子証明書により確認される特定取引等に関する情報の送信を受けることで完結します。 -したがって、これらの確認方法を利用すれば、御提案内容にある2)のステップを経ることなく、電子的に取引時確認を行うことが制度上可能です。 なお、いずれの確認方法を採用するかは特定事業者の判断となります。		
280520001	27年12月7日	28年1月27日	28年5月20日	給与明細の電子化実施時の本人同意交付	[提案の具体的内容] 代替手段において、当該項目の確認ができる場合は、本人同意がなくても給与明細書の電子化が実施できるようにしていただきたい。 [提案理由] <規制の現状> あらかじめ、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 <要望理由> 電子媒体などの代替手段で本人への通知義務が果たせるため。 <要望が実現した場合の効果> 同意にかかる企業での工数の削減ならびに電子帳票で保管ができることによる本人の利便性の向上。	(一社)日本経済団体連合会	財務省	所得税法施行令第356条	対応不可	民・民間の書面の電磁的方法による交付については、交付を行う人が受け手に対し、インターネットを通じた電子メール等の方法により行うことを想定しています。その場合、受け手がコンピュータやインターネットを利用していないことや、電磁的方法により交付を受けた情報を視覚的に認識できないこと等より、交付行為を適正に履行したとはいえない状況が生じることが考えられます。そのため、交付を行う人は、電磁的方法による交付であっても、交付を受けた事実やその内容を受け手が適切に把握できることを事前に確認する必要がありますと考えられます。こうした考え方に基づき、民・民間の書面の交付について電磁的方法による交付を認めている現行の各法令では、送信を受ける側の事前同意(承諾)を要件として、電子メール等の電磁的方法によって交付を行えることとしているところです。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280615003	27年 10月29日	27年 11月18日	28年 6月15日	特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間の資金の振替(入超規制)の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 毎日の終業時における資金の調達額が運用額を上回る状態(資金流入超過)の場合、その入超額は前月中の対非居住者運用の平均残高の10%相当額を限度とする(月中平均残高が100億円以下の場合、100億円に10%を乗じた10億円が限度)。 毎日の入超額の月中合計額は、毎日の出超額の月中合計額を超えることは出来ない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・上記の規制を撤廃する。 ・毎日の入超額の月中合計額が、毎日の出超額の月中合計額を超えることを認める(上限金額については我が国の資本政策・金融政策に影響を及ぼさない程度に設定)。 ・(案)前月中の対非居住者運用の平均残高の25%相当額を限度とする(月中平均残高が100億円以下の場合、100億円に25%を乗じた25億円が限度)。</p> <p>【要望理由】 ・わが国の企業が海外進出を積極化の中で、外貨調達資金借入れニーズが高まっている。 ・本邦金融機関がこれを支援すべく外貨資金調達を積極化、日本国内での外貨調達コストが上昇しており、企業の資金ニーズに十分に対応出来ないケースも増えている。 ・本規制緩和により、本邦金融機関の海外金融機関からの資金調達がフレキシブルに行える、ひいては我が国の企業の海外進出を後押しすることに繋がる。</p>	都銀懇話会	財務省	東京オフショア市場では、外国から調達した資金を外国に対して運用するいわゆる「外-外取引」について、各種の内外遮断措置を講ずることにより国内金融市場と遮断した上で、国内の金融上の諸規制等を受けることなく自由に当該取引を行うことが認められています。具体的には、 ・オフショア勘定で経理される預金等については準備預金制度、預金保険制度、金利規制の適用対象外 ・非居住者に帰属する預金等の利子については源泉徴収税等を非課税とされています。 ・他方で、内外遮断措置を厳格にし、オフショア勘定から一般勘定への振替を一切禁止とした場合、オフショア勘定における日々の運用と調達を完全にマッチングさせることは不可能であることから、一定の範囲内でオフショア勘定と一般勘定との振替を認めています。以下が入超規制の内容です。 (1) 毎日の終業時におけるオフショア勘定から一般勘定への資金の振替額は、前月のオフショア勘定の対非居住者運用資産の平均残高(平均残高が100億円以下の場合100億円)に10%を乗じて得た金額を限度とする。 (2) 毎日の入超額の月中合計額は、毎日の出超額の月中合計額を超えることはできない。	・外為法第21条第41項 ・外為令第11条の2第81項 ・外為省令第19条第2項、第31項、第41項	現行制度下で対応可能	現時点でのオフショア勘定における入出金状況に鑑みれば、現状の入超規制の枠内で、外貨資金の調達ニーズに十分対応可能と考えます。	